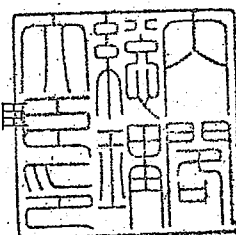




府 公 第 24 号
平成21年6月30日

内 閣 官 房 長 官 殿

内 閣 総 理 大 臣



歴史資料として重要な公文書等の申出について（依頼）

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日閣議決定）に基づき、平成21年度末までに保存期間が満了することとなる行政文書で、独立行政法人国立公文書館において保存することが適当であると認められるものについて、別紙様式1及び2により本年10月30日までに申し出るよう求めます。